

様式第1-1-2(第26条第2項関係)

1
2019年 月 日

国土交通大臣 殿

宿泊施設(旅館・ホテル等)

住 所 ○○県○○市○○4-5-6

名 称 ホテル○○○○

代表者 ○○ ○○ 印

法人等

住 所 ○○県○○市○○1-2-3

名 称 株式会社 ○○観光

代表者 代表取締役社長 ○○ ○○

3

令和元年度宿泊施設バリアフリー化促進事業計画認定申請書

訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱第26条第2項の規定に基づき、別紙のとおり関係書類を添えて申請します。

申請に当たり、別紙「宿泊施設バリアフリー化促進事業計画」の内容は、事実と相違ないことを誓約します。

また、当方は「宿泊施設バリアフリー化促進事業計画」の認定を受ける者として、下記1. に定める者には該当しないこと、並びに下記2. に定める反社会的勢力の排除について誓約します。

これらの誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1. 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者

2. 反社会的勢力排除に関する誓約

(1) 当方は、自ら(主要な出資者、役員、及びそれに準ずる者を含む)が暴力団、暴力団員・準構成員、暴力団関係企業、特殊知能暴力集団の関係者その他公益に反する行為をなす者(以下「暴力団員等」という)でないこと、並びに、過去5年間もそうでなかったこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ暴力団員等を利用しないことを誓約する。

- ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ⑤ 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

(2) 当方は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを誓約する。

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
- ⑤ その他①から④に準ずる行為

【 ホテル〇〇〇〇 】

【別添】

「宿泊施設バリアフリー化促進事業計画認定申請書」連絡情報登録表

申請のありました内容について、観光庁又は日本観光振興協会から、ご連絡させていただく場合がありますので、以下の内容をご登録願います。

1. 申請担当者情報

6

役職(担当業務)・氏名	〇〇課長 〇〇 〇〇	(必須)
固定電話番号	XX-XXXX-XXXX	(必須)
携帯電話番号	XXX-XXXX-XXXX	(必須)
E-mail	aaaa@bbb.com	(必須)
FAX番号	XX-XXXX-XXXX	(任意)
電話連絡を	受けやすい曜日	火～金曜日 (任意)
	受けやすい時間帯	13時～15時 (任意)
	避けてほしい曜日	月曜日 (任意)
	避けてほしい時間帯	15時～17時 (任意)

※電話連絡は、原則として平日の10時～12時、13時～17時に間に行います。
 この中で電話連絡を受けやすい、あるいは避けてほしい曜日・時間帯があればご記入ください。

サブ担当者がある場合は、併せて登録してください。

役職(担当業務)・氏名	〇〇担当 〇〇 〇〇	(任意)
固定電話番号	XX-XXXX-XXXX	(任意)
携帯電話番号	XXX-XXXX-XXXX	(任意)
E-mail	aaaa@bbb.com	(任意)
FAX番号	XX-XXXX-XXXX	(任意)
電話連絡を	受けやすい曜日	月曜日、水～金曜日 (任意)
	受けやすい時間帯	11時～12時、13時～14時 (任意)
	避けてほしい曜日	火曜日 (任意)
	避けてほしい時間帯	特になし (任意)

2. 他の募集回における「宿泊施設バリアフリー化促進事業」補助金の受給又は申請状況

2018年度実施の補助金 (平成29年度補正予算事業)に関して ・補助金受給の有無 <受給有の場合> ・認定番号 ・バリアフリー化改修等の実績 ※公募実施時期 2018年3月28日～5月9日 2018年6月6日～6月20日 ※補助金の交付決定を受けた後に申請を取下げた場合などは、受給「無」を選択してください	7	受給の有無	1. 有	受給有の場合、認定番号 (BF291以下の5桁を追記)	BF291XXXXX
	① 客室における必要最低限の緊急改修等【定額補助/上限100万円】	改修等を実施した客室数、客室名、番号等	3 室	201号室、202号室、302号室	
	②-1 共用部の改修等【1/2補助/②-1及び②-2の合計で上限500万円】	改修等を実施した箇所	1. 共用トイレ、洗面所 5. 建物の出入口、フロント、ロビー等 7. 階段		
	②-2 客室の大規模改修等(ユニバーサルルーム化等)【1/2補助/②-1及び②-2の合計で上限500万円】	改修等を実施した客室数、客室名、番号等	1 室	椿乃間	
2019年第1期公募への申請状況 (平成30年度補正予算事業)に関して	8	申請の有無	1. 有	改修等を計画している客室数、客室名、番号等	1 室 楓乃間
※公募実施時期 2019年3月15日～5月31日		客室の大規模改修等(ユニバーサルルーム化等)【1/2補助/上限1,000万円】			

宿泊施設バリアフリー化促進事業計画

1. 基本情報

A (バリアフリー化対象宿泊施設情報)	1	宿泊施設名称 (旅館・ホテル名)	9	ホテル〇〇〇〇								
	2	宿泊施設住所	〒123-4567 〇〇県〇〇市〇〇4-5-6									
	3	宿泊施設代表者氏名	〇〇 〇〇									
	4	法人等名称	株式会社 〇〇観光									
	5	法人等住所	〒123-4567 〇〇県〇〇市〇〇1-2-3									
	6	法人等代表者 役職・氏名	代表取締役社長 〇〇 〇〇									
	7	法人番号	10	1234567890123								
	8	宿泊施設 ウェブサイト URL	http://www...									
B	事業(営業)内容	11	1. 旅館業法に基づく旅館・ホテル営業(平成30年6月14日以前に営業許可を受けた旅館営業)									
C	総客室数	12	50 室									
D (バリアフリー化対象建物の現状)	1	バリアフリー化対象建物の竣工年月	13	西暦	1985	年	1	月	(築	33	年)	
	2	同延床面積	14	延べ床面積	4,800	㎡						
	3	ユニバーサルデザイン A) ルーム/車椅子使用者用客室	15	現状	0 室							
	4	B) 高齢者・障害者等の利用しやすい一般客室	16	現状	0 室							

D	バリアフリー 年14化対象 現建物の (2)現状	上記A、B以外で備品の貸し出し C)等により車椅子使用者、又は視 覚障害者や聴覚障害者等に配 慮した一般客室	17 現状	0	室	
		当該客室を利用しやすい者の タイプ(主な対象者)	1. 車椅子使用者	18		
		5 備品の貸し出し等の工夫を含め、主な対象者が利用しやすいポイントを以下に記入 【記入例】 ○客室出入口は有効幅員75cm程度であるが、戸の前後に高低差なし、標準的な車椅子(幅65cm以内)であれば通過可能 ○車椅子からベッドへ移乗可能なスペース、及び車椅子が方向転換できるスペースあり ○浴室出入口には段差解消のための据置きスロープを設置し(貸し出し備品)、標準的な車椅子であれば通過可能 ○浴槽やトイレには着脱式の手すりが設置可能(貸し出し備品) ○洗面台等の下部には車椅子使用者の膝が入るスペースを確保 ※上記のほか、聴覚障害者を対象とした場合の記入例 ○聴覚障害者向けにドアノックセンサー、室内信号装置を一般客室でも利用可能(貸し出し備品)	19			
		D) 共用部：多機能トイレ・車 椅子使用者用トイレ	20 現状	0	箇所	
		6 ○便房及び出入口：有効幅員80cm以上、戸の前後に高低差なし ○腰掛便座、手すり設置、車いす使用者が利用可能な十分なスペースを確保 ○オストメイト対応水洗面具有り 等				
		7 E) 共用部：浴室	21 現状		バリアフリー対応なし	
		8 F) 共用部：出入口、廊下、 階段、エレベーター等	22 現状		共用部出入口にはスロープ設置、館内廊下には段差なし、エレベーターにより各階へのアクセス可能	
		9 G) その他	23 現状			
		H) バリアフリー情報の発信状 況	現時点におけるバリアフリー情報の発信状況を以下に記入			
		24	×	施設のバリアフリー情報(客室、出入口、通路、トイレ、浴室等の寸法や設備の状況、貸出備品やサービスの対応状況など)を自社ホームページや宿泊予約サイト等で発信する 上記の情報を発信している ウェブサイトURL		
25	×	「宿泊施設におけるバリアフリー情報発信のためのマニュアル」に基づき、施設の設備や備品、サービス等の対応状況についてセルフチェックを実施している その他(具体的に記入)				
26						
E	訪日外国人宿泊者数の現状	年度	27	全宿泊者数(人泊)	うち、訪日外国人宿 泊者数(人泊)	高齢者(65歳以上)、 障害者等の訪日外 国人宿泊者数(人 泊)
	*1人が2泊した場合は、2人泊として カウント *実績値が未確定の場合は見込値 を記入	2016年 (平成28年)		16,554	1,210	15
		2017年 (平成29年)		28,893	2,469	20
		2018年 (平成30年)		37,230	3,312	35
F	所属する宿泊業界団体等	28	〇〇県旅館ホテル生活衛生同業組合			
G	災害時における宿泊施設の提供に 関する協定締結の有無、及び締結 主体	-				
H	上記協定における、要配慮者(高齢 者、障害者等)の避難所等としての 使用規定の有無	-				

※1:当該客室と同一フロアに不特定かつ多数の者が利用するトイレ(車いす使用者用便房が設けられたものに限る。)が1以上(男女の区別があるときは、それぞれ1以上)設けられている場合を除く。
 ※2:当該客室が設けられている建築物に不特定かつ多数の者が利用する浴室等(車いす使用者用浴室等)が設けられ、出入口基準を満たすものが1以上(男女の区別があるときは、それぞれ1以上)設けられている場合を除く。

2. バリアフリー化の総合事業計画

宿泊施設を利用する対象者の区分		利用者区分	【ア】 車椅子使用者	【イ】 (車椅子の 使用困難者 なし)	【ウ】 視覚障害者	【エ】 聴覚障害者	【オ】 (該当が あれば右欄 に記入)	
総合的なバリアフリー化を実現するための中長期的な事業計画(1)	【第1段階】 現時点において、円滑に利用できる範囲 【凡例／利用者区分別】 ----- 【ア】車椅子使用者、【イ】歩行困難者 【オ】その他 ○：円滑に利用可能 △：一部利用不可、又は改善の余地あり ×：利用不可 ----- 【ウ】視覚障害者、【エ】聴覚障害者 ○：円滑に利用可能(一定の配慮あり) △：通常利用可能(特段の配慮なし) ×：利用に不向き	客室	29 ×	△	△	△		
		共用部トイレ	×	△	△	△		
		共用部浴室	×	△	-	-		
		建物までのアクセス・建物出入口	○	○	△	△		
		建物内通路、各階への移動経路	○	○	△	△		
		食事会場	設置なし	設置なし	-	-		
		上記の課題、問題点(右欄に直接入力)	30 車椅子使用者の宿泊不可					
	【第2段階】 今回申請する補助事業(バリアフリー化改修等)の実施以降、円滑に利用できる範囲 ※法令又は条例等において義務化されている改修は補助対象外 【凡例／利用者区分別】 ----- 【ア】車椅子使用者、【イ】歩行困難者 【オ】その他 ○：円滑に利用可能 △：一部利用不可、又は改善の余地あり ×：利用不可 ----- 【ウ】視覚障害者、【エ】聴覚障害者 ○：円滑に利用可能(一定の配慮あり) △：通常利用可能(特段の配慮なし) ×：利用に不向き	客室	31 ○	○	△	△		
		共用部トイレ	×	△	△	△		
		共用部浴室	×	△	-	-		
		建物までのアクセス・建物出入口	○	○	△	△		
		建物内通路、各階への移動経路	○	○	△	△		
		食事会場	設置なし	設置なし	-	-		
		上記の改善ポイント(右欄に直接入力)	32 車椅子使用者が宿泊可能な客室を1室整備					

宿泊施設を利用する対象者の区分		利用者区分	【ア】 車椅子使用者	【イ】 歩行困難者 (車椅子の使用なし)	【ウ】 視覚障害者	【エ】 聴覚障害者	【オ】 その他の者に 右欄に 記入)	0
総合的なバリアフリー化を実現するための中長期的な事業計画(2)	【第3段階】 2020年度末までに実施する予定のバリアフリー化計画、円滑に利用できる範囲 【凡例／利用者区分別】 ----- 【ア】車椅子使用者、【イ】歩行困難者 【オ】その他 ○：円滑に利用可能 △：一部利用不可、又は改善の余地あり ×：利用不可 ----- 【ウ】視覚障害者、【エ】聴覚障害者 ○：円滑に利用可能(一定の配慮あり) △：通常利用可能(特段の配慮なし) ×：利用に不向き	客 室	33 ○	○	△	△		
		共用部トイレ	○	○	△	△		
		共用部浴室	×	○	-	-		
		建物までのアクセス・建物出入口	○	○	△	△		
		建物内通路、各階への移動経路	○	○	△	△		
		食 事 会 場	設置なし	設置なし	-	-		
		上記の改善ポイント(右欄に直接入力)	34	共用部トイレを車椅子で使用できるようにバリアフリー化				
	【第4段階】 2025年頃までに実施する予定のバリアフリー化計画、円滑に利用できる範囲 【凡例／利用者区分別】 ----- 【ア】車椅子使用者、【イ】歩行困難者 【オ】その他 ○：円滑に利用可能 △：一部利用不可、又は改善の余地あり ×：利用不可 ----- 【ウ】視覚障害者、【エ】聴覚障害者 ○：円滑に利用可能(一定の配慮あり) △：通常利用可能(特段の配慮なし) ×：利用に不向き	客 室	35 ○	○	○	○		
		共用部トイレ	○	○	○	○		
		共用部浴室	○	○	-	-		
		建物までのアクセス・建物出入口	○	○	○	○		
		建物内通路、各階への移動経路	○	○	○	○		
		食 事 会 場	設置なし	設置なし	-	-		
		上記の改善ポイント(右欄に直接入力)	36	共用部浴室に手すり設置、滑りにくい床へ改修				

37 2020年度末におけるバリアフリー化の整備目標	ユニバーサルデザイン A) ルーム/車椅子使用者用客室	目標	1 室	
	1	《車椅子使用者を含め誰もが利用可能な客室》 ○客室出入口:有効幅員80cm以上、戸の前後に高低差なし ○客室内:室内に段差なし、車椅子使用者の利用可能な十分なスペースを確保 ○客室内のトイレ(※1)・浴室(※2):出入口の有効幅員80cm以上、出入口付近の通路の有効幅員100cm以上、戸の前後にまたぎ段差なしや高低差なし、手すり設置、車椅子使用者が利用可能な十分なスペースを確保 ○洗面台等の下部には車椅子使用者の膝が入るスペースを確保 ○客室までのルート:ホテル・旅館のエントランス(出入口)やフロントから、当該客室出入口まで、車椅子使用者が支障なく移動可能 等		
	B) 高齢者・障害者等の利用しやすい一般客室	目標	0 室	
	2	《高齢者のみならず車椅子使用者も利用しやすい客室》 ○客室出入口:有効幅員80cm以上、戸の前後に高低差なし ○客室内:室内に段差なし、車椅子使用者が方向転換できるスペースを確保 ○客室内のトイレ(※1)・浴室(※2):出入口の有効幅員75cm以上、出入口付近の通路の有効幅員100cm以上、戸の前後にまたぎ段差なしや高低差なし、手すり設置 ○洗面台等の下部には車椅子使用者の膝が入るスペースを確保 ○客室までのルート:ホテル・旅館のエントランス(出入口)やフロントから、当該客室出入口まで、車椅子使用者が支障なく移動可能 等		
	C) 上記A、B以外で備品の貸し出し等により車椅子使用者、又は視覚障害者や聴覚障害者等に配慮した一般客室	目標	0 室	
	3	当該客室を利用しやすい者のタイプ(主な対象者) 1. 車椅子使用者 備品の貸し出し等の工夫を含め、主な対象者が利用しやすいポイント【1. 基本情報のD5欄と同様】 《配入例》 ○客室出入口は有効幅員75cm程度であるが、戸の前後に高低差なし、標準的な車椅子(幅65cm以内)であれば通過可能 ○車椅子からベッドへ移乗可能なスペース、及び車椅子が方向転換できるスペースあり ○浴室出入口には段差解消のための据置きスロープを設置し(貸し出し備品)、標準的な車椅子であれば通過可能 ○浴槽やトイレには着脱式の手すりが設置可能(貸し出し備品) ○洗面台等の下部には車椅子使用者の膝が入るスペースを確保 ※上記のほか、聴覚障害者を対象とした場合の記入例 ○聴覚障害者向けにドアノックセンサー、室内信号装置を一般客室でも利用可能(貸し出し備品)		
	D) 共用部:多機能トイレ・車椅子使用者用トイレ	目標	1 箇所	
	4	○便房及び出入口:有効幅員80cm以上、戸の前後に高低差なし ○腰掛便座、手すり設置、車いす使用者が利用可能な十分なスペースを確保 ○オストメイト対応水洗面具有り 等		
	E) 共用部:浴室	目標	手すり設置、滑りにくい床への改修	
	F) 共用部:出入口、廊下、階段、エレベーター等	目標	共用部出入口にはスロープ設置、館内廊下には段差なし、エレベーターにより各階へのアクセス可能	
G) その他	目標			
H) バリアフリー情報の発信状況	2020年度末におけるバリアフリー情報発信の目標を以下に記入			
9	(<input type="radio"/>) 施設のバリアフリー情報(客室、出入口、通路、トイレ、浴室等の寸法や設備の状況、貸出備品やサービスの対応状況など)を自社ホームページや宿泊予約サイト等で発信する			
10	(<input type="radio"/>) 「宿泊施設におけるバリアフリー情報発信のためのマニュアル」に基づき、施設の設備や備品、サービス等の対応状況についてセルフチェックを実施する その他(具体的に記入)			
11	(<input type="checkbox"/>)			

※1:当該客室と同一フロアに不特定かつ多数の者が利用するトイレ(車椅子使用者用便房が設けられたものに限る。)が1以上(男女の区別があるときは、それぞれ1以上)設けられている場合を除く。

※2:当該客室が設けられている建築物に不特定かつ多数の者が利用する浴室等(車椅子使用者用浴室等が設けられ、出入口基準を満たすもの)が1以上(男女の区別があるときは、それぞれ1以上)設けられている場合を除く。

3. 今回補助金を申請するバリアフリー化事業に必要な資金の額及びその調達方法

(単位:円)

	補助対象事業区分	総事業費 A=B+C+D+E	自己資金 B	補助金 (1000円未満 の端数切捨) C	金融機関等か らの借入金 D	その他 E
K	① 客室における必要最低限の緊急改修等(一般客室のレベルアップ) 【定額補助/上限100万円】	1,155,720	155,720	1,000,000	0	0
L	②-1及び②-2の計 【1/2補助/上限500万円】	27,565,000	7,565,000	5,000,000	15,000,000	0
M	②-1 共用部の改修等	7,565,000	—	—	—	—
N	②-2 客室の大規模改修等(ユニバーサルルーム化又は高齢者・障害者の利用しやすい一般客室化等)	20,000,000	—	—	—	—
O	合計	28,720,720	7,720,720	6,000,000	15,000,000	0

※補助金額は、1,000円未満の端数を切り捨てとなります。

※消費税及び地方消費税相当額を除く金額にて記入してください。

※2社以上の見積書(同等の仕様のもの)を比較した上で、安価な方の見積書を基準として必要経費を記入してください。

4. 今回補助金を申請するバリアフリー化事業のスケジュール(予定)

P	施工業者等との契約予定年月(※1)	西暦	2019	年	7	月	上旬
Q	工事完了、工事代金支払予定年月(※2)	西暦	2019	年	12	月	中旬
R	利用開始予定年月	西暦	2020	年	1	月	上旬
S	バリアフリー情報の発信開始予定年月 (バリアフリー化後の情報発信は努力義務)	西暦	2020	年	1	月	中旬

※1 補助金交付決定日より前に契約した場合は、補助金が交付されませんので、余裕を持ったスケジュールとしてください。

※2 2020年1月末までに工事完了及び代金支払いが完了しない場合は、補助金が交付されませんので、ご注意ください。

5. 今回補助金を申請するバリアフリー化事業の内容

① 客室における必要最低限の緊急改修等(一般客室のレベルアップ)
【定額補助(必要経費の実額補助)/上限100万円】

		45 整備する箇所	46 具体的な整備内容	47 整備する客室数		
T	1. 客室の出入口	2. スロープ(傾斜路)の設置		1	室	
	2. 客室のトイレ	1. 手すりの設置		1	室	
	4. 客室の洗面所	6. 車椅子使用者が利用しやすい洗面台の設置		1	室	
					室	
	上記以外の箇所(具体的に記入)				室	
	具体的な整備内容に適切な選択肢がない場合は、以下に直接記入					室
U	今回申請する改修、及び今後の改修計画によって、最終的に目指す客室のタイプ ※各客室のスペックは、2. バリアフリー化の総合事業計画(目標)【J欄】と同様とする	(<input type="checkbox"/>)	A)ユニバーサルルーム/車椅子使用者用客室			
		(<input type="checkbox"/>)	B)高齢者・障害者等の使用しやすい一般客室			
		(<input checked="" type="radio"/>)	C)上記A、B以外で備品の貸し出し等により車椅子使用者、又は視覚障害者や聴覚障害者等に配慮した一般客室			
		(<input type="checkbox"/>)	上記以外(具体的に記入)			
V	道路(又は駐車場)から整備予定の客室までの経路上における「バリアフリー化の現状」及び「2020年度末までの整備計画」 ※上記「2. バリアフリー化の総合事業計画」【I欄及びJ欄】の考え方と一致させること	現状	各経路の現状が確認できる写真又は図面を添付			
		整備計画	道路(又は駐車場)から建物までの通路、建物の出入口まで	車椅子使用者用駐車場を整備		
			建物内の廊下、通路	なし		
	客室がエントランス階でない場合は、エレベーター、昇降機、階段	なし				

※2020年度末までの計画を含め、客室までの経路等のバリアフリー化が不十分である場合には、①客室における必要最低限の緊急改修等(一般客室のレベルアップ)の事業は認められません。

※法令又は条例等において義務化されている整備内容は補助対象外です。

※過去に観光庁の補助金を受けて改修を行った客室の再改修は、補助対象外です。

②-1 共用部の改修等
【1/2補助/②-1及び②-2の合算で上限500万円】

	50 整備する箇所	51 具体的な整備内容	52 箇所数・単位 (任意記入)
W	1. 共用トイレ、洗面所	5. 車椅子使用者用便房への改修	1箇所
	1. 共用トイレ、洗面所	6. オストメイト用設備の設置	1箇所
	5. 建物の出入口、フロント、ロビー等	2. スロープ(傾斜路)の設置	1箇所
	6. 廊下、屋内通路	1. 手すりの設置	2箇所
	上記以外の箇所(具体的に記入)		
	具体的な整備内容に適切な選択肢がない場合は、以下に直接記入		
	6. 廊下、屋内通路	段差解消のための廊下の床レベルの嵩上げ	1箇所
X	道路(又は駐車場)から整備予定の箇所までの経路上における「バリアフリー化の現状」及び「2020年度末までの整備計画」 ※上記「2. バリアフリー化の総合事業計画」【I欄及びJ欄】の考え方と一致させること	現状	各経路の現状が確認できる写真又は図面を添付
		整備計画	車椅子使用者用駐車場を整備

※2020年度末までの計画を含め、当該改修箇所までの経路等のバリアフリー化が不十分である場合には、原則として②-1 共用部の改修等の事業は認められません。

※法令又は条例等において義務化されている整備内容は補助対象外です。

※過去に観光庁の補助金を受けて改修を行った箇所の再改修は、原則として補助対象外です。

②-2 客室の大規模改修等(ユニバーサルルーム化又は高齢者・障害者の利用しやすい一般客室化等)
【1/2補助/②-1及び②-2の合算で上限500万円】

整備する箇所		具体的な整備内容		整備する客室数		
Y	整備する客室のタイプ ※各客室のスペックは、2. バリアフリー化の総合事業計画(目標)【J欄】と同様とする	(<input type="radio"/>) A)ユニバーサルルーム/車椅子使用者用客室		1	室	
		(<input type="checkbox"/>) B)高齢者・障害者等の利用しやすい一般客室			室	
		(<input type="checkbox"/>) C)上記A、B以外で備品の貸し出し等により車椅子使用者、又は視覚障害者や聴覚障害者等に配慮した一般客室			室	
		(<input type="checkbox"/>) 上記以外(具体的に記入)			室	
Z	客室大規模改修の具体的な整備箇所及び内容 ※整備する内容を全て選択すること ※右欄に例示する1～7の改修は、改修経費の多寡に関わらず大規模改修とする	(<input type="radio"/>) 1. 車椅子使用者が利用できる客室として1室に改修(各所の段差解消、出入口拡幅、水回りの全面改修、車椅子使用者の回転スペースやベッドへの移乗スペース確保等を総合的に実施。複数客室を統合する場合を含む)				
		(<input type="checkbox"/>) 2. 和室を車椅子使用者用客室等に改修(洋室化又は和洋室化により車椅子使用者の円滑利用を可能とする、段差解消、出入口拡幅等)				
		(<input type="checkbox"/>) 3. 客室の出入口又は通路の全面的な改修(扉改修、拡幅、段差解消、スロープ設置等)				
		(<input type="checkbox"/>) 4. 客室トイレの全面的な改修(出入口の拡幅、車椅子回転スペースの確保、段差解消、手すり設置等)				
		(<input type="checkbox"/>) 5. 客室浴室の全面的な改修(出入口の拡幅、車椅子回転スペースの確保、段差解消、手すり設置等)				
		(<input type="checkbox"/>) 6. 客室内の床全体に関わる段差解消(床レベルの嵩上げ、車椅子でも移動が容易な仕上げ等)				
		(<input type="checkbox"/>) 7. 車椅子使用者が利用しやすいシャワー室の設置(円滑な利用が可能なスペース、出入口の有効幅員等の確保、手すりの設置、高さの調整が可能なシャワーバー等)				
		(<input type="checkbox"/>) 8. 上記以外(具体的に記入)				
AA	道路(又は駐車場)から整備予定の客室までの経路上における「バリアフリー化の現状」及び「2020年度末までの整備計画」 ※上記「2. バリアフリー化の総合事業計画」【I欄及びJ欄】の考え方と一致させること	現状	各経路の現状が確認できる写真又は図面を添付			
		整備計画	道路(又は駐車場)から建物までの通路、建物の出入口まで	車椅子使用者用駐車場を整備		
			建物内の廊下、通路	なし		
	客室がエントランス階でない場合は、エレベーター、昇降機、階段	なし				

※2020年度末までの計画を含め、客室までの経路等のバリアフリー化が不十分である場合には、原則として②-2 客室の大規模改修等(ユニバーサルルーム化又は高齢者・障害者の利用しやすい一般客室化等)の事業は認められません。

※法令又は条例等において義務化されている整備内容は補助対象外です。

※過去に観光庁の補助金を受けて改修を行った客室の再改修は、原則として補助対象外です。

様式第1-1-2 別紙2

【 ホテル〇〇〇〇 】

補助対象事業の実施によりバリアフリー化の整備目標の達成が見込まれる理由

以下の事業を実施することにより、2020年度末におけるバリアフリー化の整備目標が達成され、高齢者、障害者等を含めた訪日外国人旅行者が安全・安心に当施設を利用可能となるものである。

1. 今回補助金を申請するバリアフリー化事業の内容

57 事業区分	箇所数	
客室の大規模改修等(ユニバーサルルーム化又は高齢者・障害者の利用しやすい一般客室化等)	1	室

2. その他、2020年度末までに実施予定のバリアフリー化事業の内容

58 事業区分	箇所数	
共用部の改修等	1	箇所
バリアフリー情報の発信		

様式第1-1-2 別紙3

【 ホテル〇〇〇〇 】

補助対象事業を行うこと、国土交通大臣への報告、当該報告にかかる公表についての同意

訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱第26条第2項第6号に基づき、宿泊施設バリアフリー化促進事業計画に関し、補助対象事業を行うこと並びに同要綱に基づく国土交通大臣への報告及び当該報告に係る国土交通大臣による公表について同意いたします。

宿泊施設(旅館・ホテル等)

住 所 〇〇県〇〇市〇〇4-5-6
名 称 ホテル〇〇〇〇
代表者 〇〇 〇〇

59

法人等

住 所 〇〇県〇〇市〇〇1-2-3
名 称 株式会社 〇〇観光
代表者 代表取締役社長 〇〇 〇〇